

5. 現行のフロン類等の規制制度の概要

(1) フロン類等の排出抑制対策の全体像

オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づき、国際的に連携してオゾン層破壊物質削減のための対策を推進。国内においては、オゾン層保護法に基づき特定物質の製造等の規制等を実施。CFC及びハロンについては、回収等によるさらなる排出抑制を進めるため、管理戦略を策定することを国際的に合意。オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、フロン回収破壊法に基づき特定製品からのフロン類の回収・破壊を実施。そのほか、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、フロン類の回収を促進。

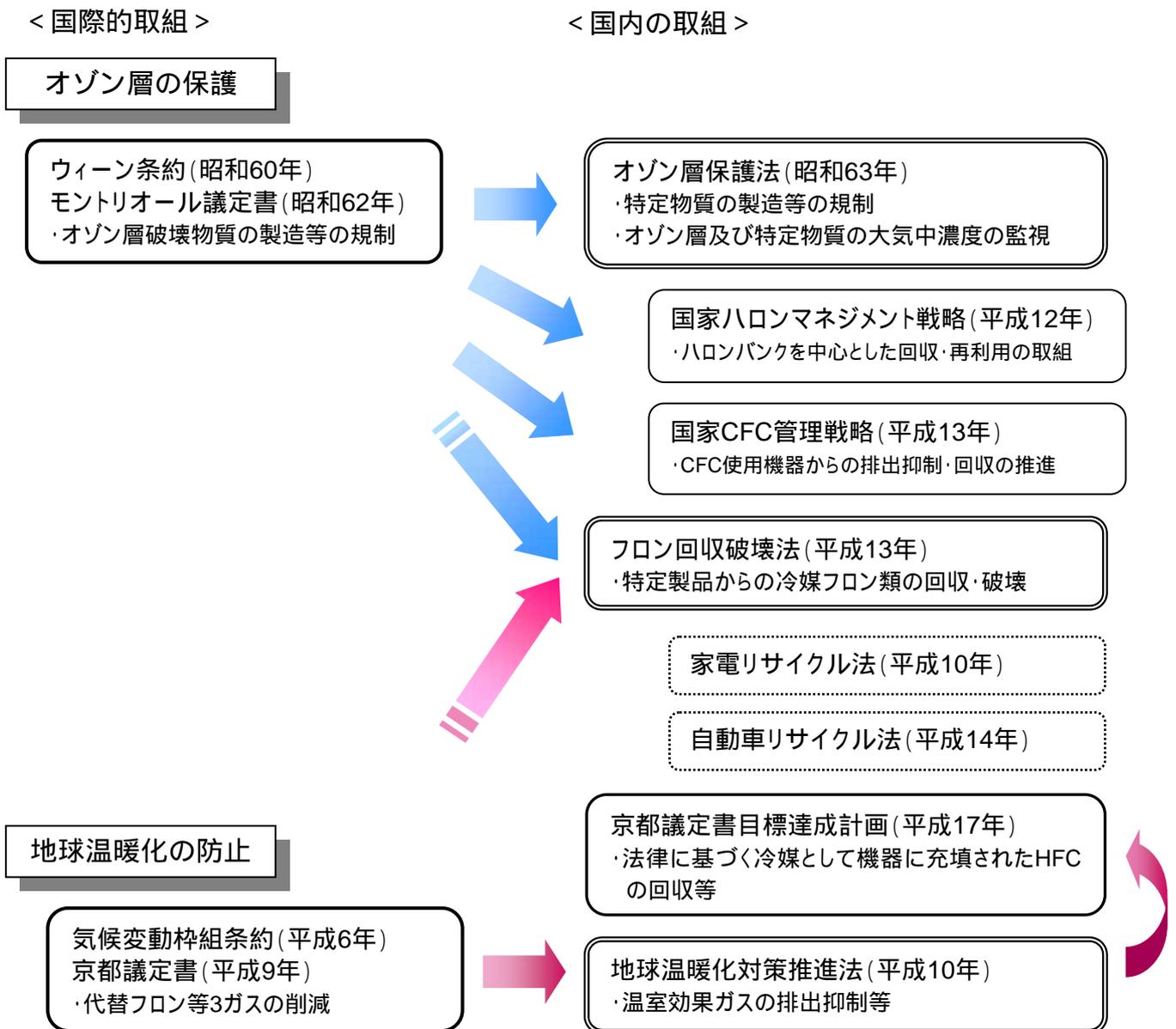


図 24 フロン類等の排出抑制対策の体系図

(2) 日本におけるモントリオール議定書に基づく規制スケジュール

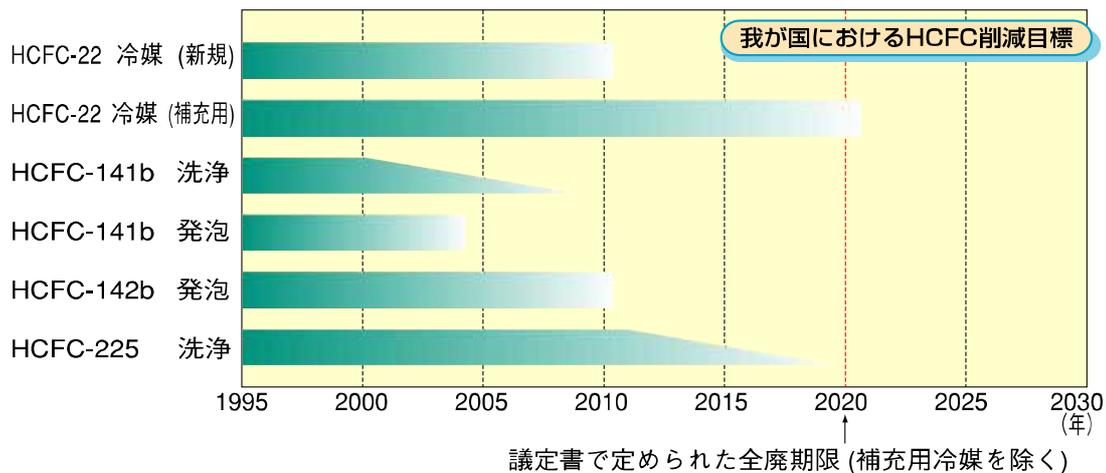


図 25 我が国における HCFC 削減目標

(出典) 今後のオゾン層保護対策の在り方について (中間報告)
 平成 8 年 3 月 14 日化学品審議会オゾン層保護対策部会

(3) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の概要

1 . 目的 (第 1 条)

オゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための措置等を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

2 . 製造数量の許可 (第 4 条)

特定物質 (オゾン層破壊物質) を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに経済産業大臣の許可を受けなければならないこと、また許可の例外 (破壊・原料の適用除外、届け出制等) となる場合を規定。

3 . 輸入の承認 (第 6 条)

特定物質を輸入しようとする者は外為法第 5 2 条の規定により輸入の承認を受ける義務を課せられる旨を規定。

4 . 原料使用に関する適用除外 (第 1 2 条)

特定物質を製造しようとする者は、当該特定物質が他の物質を製造する際の原料として使用されることが確実であることを証明することにより、当該証明に係る数量について特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる (第 1 2 条) 。

5 . 特定用途に関する適用除外 (第 1 3 条)

特定用途に用いられる政令で指定された特定物質を製造しようとする者は当該指定特定物質が特定用途に用いられることが確実であることを証明することにより、当該証明に係る数量について指定特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

6 . 使用事業者の努力 (第 1 9 条)

特定物質を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に努めなければならない。

7 . 排出抑制・使用合理化指針の公表等 (第 2 0 条)

経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表する。

8．国の援助（第21条）

国は、特定物質の代替物質の開発及び利用並びに排出抑制・使用合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

9．観測及び監視（第22条）

気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表する。また、環境大臣は特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化を監視し、その状況を公表する。

10．研究の推進等（第23条）

国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

11．報告徴収、立ち入り検査（第25条、第26条）

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者又は確認製造者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。また、経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質を無償で収去させることができる。

(4) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）の概要

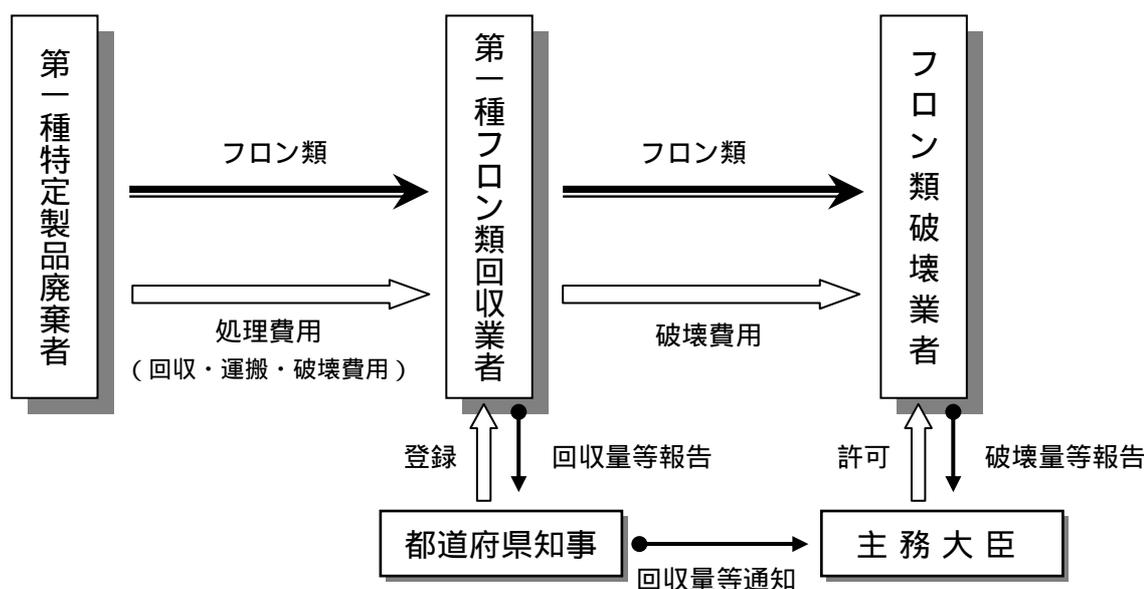


図 26 フロン回収破壊法のシステム

注：第二種特定製品からのフロン回収については、平成 17 年 1 月 1 日から自動車リサイクル法に移行された。

1 目的（第 1 条）

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。

2 定義（第 2 条）

フロン類：CFC、HCFC 及び HFC のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質
 第一種特定製品：フロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む。）
 第二種特定製品：フロン類が充填されている自動車に搭載されているエアコンディショナー

3 指針（第 3 条）

特定製品の使用及び廃棄の際のフロン類の排出抑制に関する指針を定める。

4 第一種フロン類回収業者の登録（第 9 条）

第一種特定製品からのフロン類の回収を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受ける。

5 第一種特定製品廃業者及び第一種フロン類回収業者のフロン類の引渡義務（第 19 条、第 20 条、第 21 条）

第一種特定製品を廃棄しようとする者は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡す。その際、第一種フロン類回収業者はフロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守する。

6 フロン類破壊業者の許可(第25条)

フロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受ける。

7 フロン類破壊業者の引取・破壊義務(第33条)

フロン類破壊業者は、フロン類を引き取り、破壊に関する基準に従って当該フロン類を破壊するとともに、破壊量等に関し記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告する。

8 第一種特定製品廃棄者の費用負担(第37条)

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等に必要なた適正な料金を請求することができ、第一種特定製品廃棄者は当該費用を負担する。

9 フロン類の放出の禁止(第38条)

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。

10 表示(第39条)

特定製品にフロン類の放出禁止等についての表示を行う。

11 特定製品の整備の際の遵守事項(第40条)

特定製品の整備の際も、フロン類の回収及び運搬に関する基準に従う。

(5) 京都議定書目標達成計画における位置付け

京都議定書が 2005 年 2 月に発効し、同議定書では、我が国について温室効果ガスの 6 % 削減が法的拘束力のある約束として定められている。
地球温暖化対策推進法に基づき 2005 年 4 月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、温室効果ガスのうち代替フロン等 3 ガスについては、基準年（1995 年）比 +0.1%（約 5,100 万 t-CO₂）にすることが目標とされた。この目標を達成するため、具体的な対策毎の対策評価指標の一つとして、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率を 2008 年度からの 5 年間平均で 60%とすることが定められている。

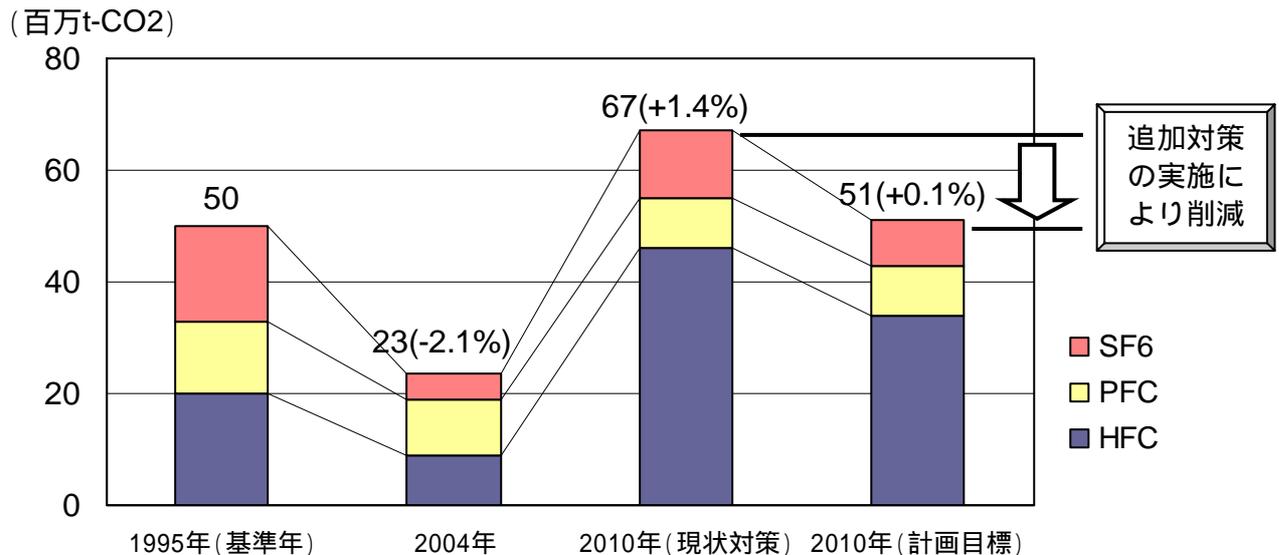


図 27 代替フロン等 3 ガスの排出量実績及び目標値

%値は京都議定書の対象である温室効果ガスの基準年総排出量に対する増減割合

(出典) 環境省作成

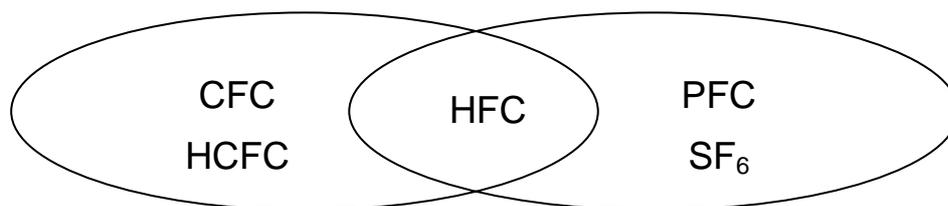
表 1 代替フロン等 3 ガスに関する対策・施策の一覧 (抜粋)

具体的な対策	対策評価指標 (2010 年見込み)		国の施策
	カーエアコンの冷媒回収率	80%	
法律に基づく冷媒として充填された HFC の回収等	業務用冷凍空調機器の冷媒回収率	60% (2008 年度からの 5 年間平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の適切な実施・運用 ・ 普及啓発 ・ <u>業務用冷凍空調機器のフロン回収に関する制度面の抜本的見直しを含めた回収率向上対策を検討</u>
	補充用冷媒の回収率	30% (2008 年度からの 5 年間平均)	

(出典) 京都議定書目標達成計画

フロン回収破壊法の対象ガスと京都議定書の代替フロン等3ガスの関係

フロン回収破壊法の対象の「フロン類」 京都議定書の対象の「代替フロン等3ガス」



(CFC : クロロフルオロカーボン
HCFC : ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC : ハイドロフルオロカーボン
PFC : パーフルオロカーボン
SF₆ : 六フッ化硫黄)